

目的

- この法律は、**障害者の雇用義務等**に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との**均等な機会及び待遇の確保**並びに障害者がある**能力を有効に発揮**することができるようにするための措置、**職業リハビリテーション**の措置その他障害者がある**能力に適合する職業に就くこと等**を通じてその職業生活において**自立**することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の**職業の安定**を図ることを目的とする。

障害者とは

- 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)**その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

障害者に対する差別の禁止

- 事業主は、労働者の**募集及び採用**について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。
- 事業主は、**賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用**その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置

- 事業主は、労働者の**募集及び採用**に当たり、障害者からの申出により当該障害者の**障害の特性に配慮**した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して**過重な負担**を及ぼすこととなるときは、この限りでない。
  - 事業主は、障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な**施設の整備、援助を行う者の配置**その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して**過重な負担**を及ぼすこととなるときは、この限りでない。
  - 事業主は、①及び②に規定する措置を講ずるに当たっては、**障害者の意向**を十分に尊重しなければならない。
  - 事業主は、①及び②に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの**相談**に応じ、適切に対応するために必要な**体制の整備**その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- ※ **厚生労働大臣**は、「障害者に対する差別の禁止」及び「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置」の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、**助言、指導**又は**勧告**をすることができる。

法定雇用率

事業主区分	法定雇用率		
	～H29年3月31日	H30年4月1日～	～平成33年4月
一般事業主	2.0%	<b>2.2%</b>	<b>2.3%</b>
国、地方公共団体等	2.3%	<b>2.5%</b>	<b>2.6%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2%	<b>2.4%</b>	<b>2.5%</b>

※ 平成30年4月から3年を経過する日より前に、一般事業主の法定雇用率は2.3%となる。

※ 対象となる一般事業主は、雇用する労働者の数が**45.5人以上**(2.3%になった場合は**43.5人以上**)となる。

- 障害者雇用推進者**を選任するように努めなければならない。
- 毎年、**6月1日**現在における対象障害者の雇用に関する状況を、**翌月15日**までに管轄公共職業安定所長に報告しなければならない。

障害者の人数算定

	短時間労働者以外	短時間労働者
対象障害者	1人をもって1人	1人をもって0.5人
重度身体障害者・重度知的障害者	1人をもって2人	1人をもって1人

※ 「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は**精神障害者**(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。)をいう。

納付金と調整金

障害者雇用納付金	不足人数1人につき <b>月額 5万円</b>
障害者雇用調整金	超過人数1人につき <b>月額 2万7千円</b>

※ 常時100人を超え200人以下の労働者を雇用する事業主における障害者雇用納付金は、不足人数1人につき 月額 4万円。(H32/3/31まで)

※ 常時100人以下の労働者を雇用する事業主は、当分の間、障害者雇用納付金・障害者雇用調整金の規定は適用されない。